

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第1節 組織動員 (略)</p>	<p>第1節 組織動員 (略)</p>
<p>第2節 自衛隊の災害派遣 (略)</p>	<p>第2節 自衛隊の災害派遣 (略)</p>
<p>第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>(追記)</p> <p>第1 府</p> <p>知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>1 関西広域連合への応援要請 ～ 3 内閣総理大臣に対する応援の要求 (略)</p> <p>4 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等 (略)</p> <p>(1) 要請の方法 知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>に限る。以下この節において同じ。（災害対策基本法第29条第1項）、他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。</p> <p>ア ～ オ (略)</p> <p>(2) 派遣のあっせん要請 (略)</p> <p>5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等 (略)</p>	<p>第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p><u>なお、府が職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。</u></p> <p>第1 府</p> <p>知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>1 関西広域連合への応援要請 ～ 3 内閣総理大臣に対する応援の要求 (略)</p> <p>4 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等 (略)</p> <p>(1) 要請の方法 知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>に限る。以下この節において同じ。（災害対策基本法第29条第1項）、他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。</p> <p>ア ～ オ (略)</p> <p>(2) 派遣のあっせん要請 (略)</p> <p>5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>6 災害発生都道府県への支援 (略)</p> <p>第2 府公安委員会～ 第4 広域応援等の受入れ (略)</p> <p>第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣</p> <p>近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、(追記)、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。(追記)</p>	<p>6 災害発生都道府県への支援 (略)</p> <p>第2 府公安委員会～ 第4 広域応援等の受入れ (略)</p> <p>第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣</p> <p>近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う<u>とともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。</u></p>
<p>第4節 災害緊急事態 (略)</p>	<p>第4節 災害緊急事態 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正																												
<p>第1節 警戒期の情報伝達</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。</p> <p>第1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>(1) 注意報 気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種</th> <th style="width: 10%;">類</th> <th style="width: 80%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象注意報</td> <td style="text-align: center;">風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強風注意報</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪注意報</td> <td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">濃霧注意報</td> <td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	発表基準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間 の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。	<p>第1節 警戒期の情報伝達</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。</p> <p>第1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>(1) 注意報 気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種</th> <th style="width: 10%;">類</th> <th style="width: 80%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象注意報</td> <td style="text-align: center;">風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強風注意報</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪注意報</td> <td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">濃霧注意報</td> <td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	発表基準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間 の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
種	類	発表基準																											
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。																											
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。																											
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。																											
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間 の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。																											
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。																											
種	類	発表基準																											
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。																											
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。																											
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。																											
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間 の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。																											
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。																											

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）				今回修正				
		雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。			雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。	
		乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 40% 以下になると予想される場合。			乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 40% 以下になると予想される場合。	
		なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、气象台における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。			なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、气象台における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。	
		着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間 の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃～+2℃ になると予想される場合。			着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間 の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃～+2℃ になると予想される場合。	
		霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。			霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。	
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。			低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。	
			(追記)				融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
			(追記)				着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
		地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。		地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には表3の条件に該当する場合である。		高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には表3の条件に該当する場合である。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）				今回修正			
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合。		波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合。
	浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。		浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表 2－2 の条件に該当する場合である。		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表 2－2 の条件に該当する場合である。
<p>(2) 警報 ～ (5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路 (略)</p> <p>2 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 (略)</p> <p>3 大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する洪水予報 (略)</p>				<p>(2) 警報 ～ (5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路 (略)</p> <p>2 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 (略)</p> <p>3 大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する洪水予報 (略)</p>			

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

（表1）大雨警報・注意報基準

市町村を まとめた地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準		
		雨量基準	土壌雨量指数基準	雨量基準	土壌雨量指数基準	
北大阪	豊中市	R1=45, R3=100	138（～168）	R1=25, R3=50	99（～126）	
	池田市	平地地：R1=45, R3=100 平地地以外：R1=60, R3=120	120（～155）	平地地：R1=30, R3=50 平地地以外：R1=40, R3=80	86（～111）	
	吹田市	R1=45, R3=80	147（～168）	R1=30, R3=50	105（～126）	
	高槻市	平地地：R1=50, R3=70 平地地以外：R1=60, R3=120	122（～173）	平地地：R1=30, R3=40 平地地以外：R1=40, R3=80	87（～126）	
	茨木市	平地地：R1=50, R3=80 平地地以外：R1=60, R3=120	122（～173）	平地地：R1=30, R3=50 平地地以外：R1=40, R3=80	87（～126）	
	箕面市	平地地：R1=45, R3=80 平地地以外：R1=60, R3=120	120（～155）	平地地：R1=30, R3=50 平地地以外：R1=40, R3=80	86（～111）	
	摂津市	R1=45, R3=80	—	R1=25, R3=50	126	
	島本町	R1=60, R3=120	142（～154）	R1=40, R3=80	102（～110）	
	豊能町	R1=60, R3=120	120（～138）	R1=40, R3=80	86（～99）	
	能勢町	R1=60, R3=120	120（～155）	R1=40, R3=80	86（～111）	
	大阪市	大阪市	R1=40, R3=70	—	R1=25, R3=40	126
	東部大阪	守口市	R1=40, R3=70	—	R1=25, R3=40	126
枚方市		平地地：R1=50, R3=70 平地地以外：R1=60, R3=110	129（～149）	平地地：R1=30, R3=40 平地地以外：R1=40, R3=70	91（～126）	
八尾市		R1=45, R3=70	127（～166）	R1=25, R3=40	90（～126）	
寝屋川市		R1=45, R3=70	147	R1=30, R3=40	104（～126）	
大東市		R1=40, R3=80	133	R1=25, R3=40	94（～126）	
柏原市		R1=45, R3=70	110（～166）	R1=30, R3=40	78（～117）	
門真市		R1=40, R3=70	—	R1=25, R3=40	126	
東大阪市		平地地：R1=40, R3=70 平地地以外：R1=60, R3=110	127（～133）	平地地：R1=25, R3=40 平地地以外：R1=40, R3=70	90（～126）	
四條畷市		平地地：R1=50, R3=100 平地地以外：R1=60, R3=110	133（～137）	平地地：R1=30, R3=70 平地地以外：R1=40, R3=70	94（～97）	
交野市		平地地：R1=60, R3=100 平地地以外：R1=60, R3=110	129（～147）	R1=40, R3=70	91（～104）	
南河内		富田林市	平地地：R1=45, R3=80 平地地以外：R1=50, R3=110	114（～132）	平地地：R1=25, R3=40 平地地以外：R1=30, R3=60	80（～93）
		河内長野市	平地地：R1=50, R3=90 平地地以外：R1=70, R3=130	114（～165）	平地地：R1=30, R3=60 平地地以外：R1=40, R3=80	80（～117）
		松原市	R1=45, R3=70	—	R1=25, R3=40	126
	羽曳野市	R1=45, R3=80	115（～175）	R1=25, R3=40	81（～124）	
	藤井寺市	R1=45, R3=80	—	R1=25, R3=40	126	
	大阪狭山市	R1=45, R3=70	122（～130）	R1=25, R3=40	86（～92）	
	太子町	R1=50, R3=110	127	R1=30, R3=70	90	
	河南町	R1=50, R3=110	114（～127）	平地地：R1=25, R3=60 平地地以外：R1=30, R3=70	80（～90）	
	千早赤阪村	R1=50, R3=110	114（～132）	R1=30, R3=70	80（～93）	
	泉州	堺市	平地地：R1=40, R3=70 平地地以外：R1=50, R3=80	119（～149）	平地地：R1=25, R3=40 平地地以外：R1=30, R3=50	90（～126）
岸和田市		平地地：R1=45, R3=70 平地地以外：R1=60, R3=100	120（～153）	平地地：R1=30, R3=50 平地地以外：R1=40, R3=70	91（～126）	
泉大津市		R1=45, R3=70	—	R1=30, R3=40	126	
貝塚市		平地地：R1=45, R3=90 平地地以外：R1=60, R3=100	120（～145）	平地地：R1=30, R3=50 平地地以外：R1=40, R3=70	91（～126）	
泉佐野市		平地地：R1=50, R3=100 平地地以外：R1=60, R3=100	120（～149）	平地地：R1=30, R3=60 平地地以外：R1=40, R3=70	91（～113）	
和泉市		平地地：R1=50, R3=80 平地地以外：R1=60, R3=100	120（～153）	平地地：R1=30, R3=40 平地地以外：R1=40, R3=70	91（～126）	
高石市		R1=40, R3=70	—	R1=25, R3=40	126	
泉南市		平地地：R1=50, R3=100 平地地以外：R1=60, R3=100	132（～149）	平地地：R1=30, R3=60 平地地以外：R1=40, R3=70	100（～113）	
阪南市		R1=50, R3=100	129（～149）	平地地：R1=30, R3=60 平地地以外：R1=30, R3=70	98（～126）	
忠岡町		R1=45, R3=70	—	R1=30, R3=40	126	
熊取町		R1=50, R3=90	120（～145）	R1=30, R3=60	91（～110）	
田尻町		平地地：R1=50, R3=100 平地地以外：R1=60, R3=100	—	平地地：R1=30, R3=60 平地地以外：R1=40, R3=70	126	
岬町		R1=50, R3=90	129（～166）	R1=30, R3=60	98（～126）	

【留意点】それぞれの市町村の基準を満たす気象状況が予想される場合、当該市町村に警報・注意報を発表する。大雨警報については「大雨警報（浸水害）」を雨量基準により、「大雨警報（土砂災害）」を土壌雨量指数基準によりそれぞれ発表するが、土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には「大雨警報（土砂災害）」は発表しない。

【備考】

- 雨量基準欄の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
- 雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地地」、「平地地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地地」、「平地地以外」の領域が存在しても基準を分ける必要のなかった市町村には「平地地」、「平地地以外」の地域名を使用していない。
- 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。なお、基準値に範囲がある場合は最大値を括弧内に記述した。
- 土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定しない（注意報には設定する）。

（表1）大雨警報・注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報基準		大雨注意報基準		
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
大阪市	大阪市	15	—	10	126	
北大阪	豊中市	17	138	12	99	
	池田市	20	120	15	86	
	吹田市	22	147	13	105	
	高槻市	21	122	14	87	
	茨木市	25	122	13	87	
	箕面市	19	120	14	86	
	摂津市	21	—	14	126	
	島本町	22	142	14	102	
	豊能町	17	120	9	86	
	能勢町	15	120	8	86	
	東部大阪	守口市	19	—	13	126
		枚方市	18	129	9	91
八尾市		20	127	12	90	
寝屋川市		17	147	11	104	
大東市		20	133	13	94	
柏原市		20	110	10	78	
門真市		17	—	12	126	
東大阪市		15	127	10	90	
四條畷市		20	133	12	94	
交野市		20	129	15	91	
南河内		富田林市	15	114	8	80
		河内長野市	14	114	9	80
	松原市	14	—	8	126	
	羽曳野市	20	115	10	81	
	藤井寺市	21	—	10	126	
	大阪狭山市	14	122	7	86	
	太子町	17	127	7	90	
	河南町	15	114	7	80	
	千早赤阪村	17	114	9	80	
	泉州	堺市	16	119	9	90
岸和田市		14	120	9	91	
泉大津市		18	—	11	126	
貝塚市		14	120	7	91	
泉佐野市		18	120	11	91	
和泉市		18	120	9	91	
高石市		17	—	9	126	
泉南市		19	132	9	100	
阪南市		20	129	11	98	
忠岡町		18	—	11	126	
熊取町		18	120	8	91	
田尻町		17	—	11	126	
岬町	14	129	9	98		

※大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を定めていない場合は、その欄を“—”で示しています。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

災害応急対策

第2章 情報収集伝達・警戒活動

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

（表2-1）洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北大阪	豊中市	R1=45 あるいは R3=100	—	—	猪名川〔小戸〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	池田市	平地地：R1=45 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	箕面川流域=10、 余野川流域=17	—	猪名川〔小戸〕
	吹田市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	高槻市	平地地：R1=50 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	芥川流域=11	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	茨木市	平地地：R1=50 あるいは R3=80 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	箕面市	平地地：R1=45 あるいは R3=80 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	箕面川流域=10、 余野川流域=15	—	—
	摂津市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	島本町	R1=60 あるいは R3=120	—	—	淀川〔枚方〕
	豊能町	R1=60 あるいは R3=120	—	—	—
	能勢町	R1=60 あるいは R3=120	—	—	一庫・大谷次川流域=10
大阪府	大阪市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
東部大阪	守口市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	枚方市	平地地：R1=50 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	天野川流域=17	—	淀川〔枚方〕
	八尾市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	寝屋川市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	大東市	R1=40 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	柏原市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大和川下流〔柏原〕、大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	門真市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	東大阪市	平地地：R1=40 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	四條畷市	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	—	—	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	交野市	平地地：R1=60 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	天野川流域=17	—	—
南河内	富田林市	平地地：R1=45 あるいは R3=80 平地地以外：R1=50 あるいは R3=110	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	河内長野市	平地地：R1=50 あるいは R3=90 平地地以外：R1=70 あるいは R3=130	石見川流域=10、 西除川流域=11	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	松原市	R1=45 あるいは R3=70	西除川流域=16	—	大和川下流〔柏原〕
	羽曳野市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	藤井寺市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	大和川下流〔柏原〕、大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	大阪狭山市	R1=45 あるいは R3=70	西除川流域=11	—	—
	太子町	R1=50 あるいは R3=110	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	河南町	R1=50 あるいは R3=110	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	千早赤阪村	R1=50 あるいは R3=110	—	—	—
	泉州	堺市	平地地：R1=40 あるいは R3=70 平地地以外：R1=50 あるいは R3=80	西除川流域=16、 石津川流域=18	—
岸和田市	平地地：R1=45 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	津田川流域=20	—	大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
泉大津市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大津川水系大津川・横尾川〔川中橋〕、大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
貝塚市	平地地：R1=45 あるいは R3=90 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	津田川流域=20、 近木川流域=13	—	—	
泉佐野市	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	櫻井川流域=13	—	—	
和泉市	平地地：R1=50 あるいは R3=80 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	松尾川流域=12	—	大津川水系大津川・横尾川〔川中橋〕、大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
高石市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	—	
泉南市	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	金熊寺川流域=15、 櫻井川流域=20	—	—	
阪南市	R1=50 あるいは R3=100	金熊寺川流域=15	—	—	
忠岡町	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大津川水系大津川・横尾川〔川中橋〕、大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
熊取町	R1=50 あるいは R3=90	—	—	—	
田尻町	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	櫻井川流域=20	—	—	
岬町	R1=50 あるいは R3=90	—	—	—	

【留意点】 それぞれの市町村の基準を満たす気象状況が予想される場合、当該市町村に警報を発表する。
【備考】
・基準値における「…」以上の「以上」は省略した。
・雨量基準欄の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
・雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地地」、「平地地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地地」、「平地地以外」の領域が存在しても基準を分ける必要のない市町村には「平地地」、「平地地以外」の地域名を使用していない。
・「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、「指定河川で定める〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」とを意味する。

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北大阪	豊中市	R1=45 あるいは R3=100	—	—	猪名川〔小戸〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	池田市	平地地：R1=45 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	箕面川流域=10、 余野川流域=17	—	猪名川〔小戸〕
	吹田市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	高槻市	平地地：R1=50 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	芥川流域=11	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	茨木市	平地地：R1=50 あるいは R3=80 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	箕面市	平地地：R1=45 あるいは R3=80 平地地以外：R1=60 あるいは R3=120	箕面川流域=10、 余野川流域=15	—	—
	摂津市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	島本町	R1=60 あるいは R3=120	—	—	淀川〔枚方〕
	豊能町	R1=60 あるいは R3=120	—	—	—
	能勢町	R1=60 あるいは R3=120	—	—	一庫・大谷次川流域=10
大阪府	大阪市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
東部大阪	守口市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	枚方市	平地地：R1=50 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	天野川流域=17	—	淀川〔枚方〕
	八尾市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	寝屋川市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	大東市	R1=40 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	柏原市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大和川下流〔柏原〕、大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	門真市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	東大阪市	平地地：R1=40 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	四條畷市	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	—	—	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	交野市	平地地：R1=60 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=110	天野川流域=17	—	—
南河内	富田林市	平地地：R1=45 あるいは R3=80 平地地以外：R1=50 あるいは R3=110	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	河内長野市	平地地：R1=50 あるいは R3=90 平地地以外：R1=70 あるいは R3=130	石見川流域=10、 西除川流域=11	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	松原市	R1=45 あるいは R3=70	西除川流域=16	—	大和川下流〔柏原〕
	羽曳野市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	藤井寺市	R1=45 あるいは R3=80	—	—	大和川下流〔柏原〕、大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	大阪狭山市	R1=45 あるいは R3=70	西除川流域=11	—	—
	太子町	R1=50 あるいは R3=110	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	河南町	R1=50 あるいは R3=110	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	千早赤阪村	R1=50 あるいは R3=110	—	—	—
	泉州	堺市	平地地：R1=40 あるいは R3=70 平地地以外：R1=50 あるいは R3=80	西除川流域=16、 石津川流域=18	—
岸和田市	平地地：R1=45 あるいは R3=70 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	津田川流域=20	—	大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
泉大津市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大津川水系大津川・横尾川〔川中橋〕、大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
貝塚市	平地地：R1=45 あるいは R3=90 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	津田川流域=20、 近木川流域=13	—	—	
泉佐野市	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	櫻井川流域=13	—	—	
和泉市	平地地：R1=50 あるいは R3=80 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	松尾川流域=12	—	大津川水系大津川・横尾川〔川中橋〕、大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
高石市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	—	
泉南市	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	金熊寺川流域=15、 櫻井川流域=20	—	—	
阪南市	R1=50 あるいは R3=100	金熊寺川流域=15	—	—	
忠岡町	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大津川水系大津川・横尾川〔川中橋〕、大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
熊取町	R1=50 あるいは R3=90	—	—	—	
田尻町	平地地：R1=50 あるいは R3=100 平地地以外：R1=60 あるいは R3=100	櫻井川流域=20	—	—	
岬町	R1=50 あるいは R3=90	—	—	—	

【留意点】 それぞれの市町村の基準を満たす気象状況が予想される場合、当該市町村に警報を発表する。
【備考】
・基準値における「…」以上の「以上」は省略した。
・雨量基準欄の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
・雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地地」、「平地地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地地」、「平地地以外」の領域が存在しても基準を分ける必要のない市町村には「平地地」、「平地地以外」の地域名を使用していない。
・「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、「指定河川で定める〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」とを意味する。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

災害応急対策

第2章 情報収集伝達・警戒活動

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

(表2-2) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北大阪	豊中市	R1=25 あるいは R3=50	—	—	猪名川〔小戸〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	池田市	平地地：R1=30 あるいは R3=50 平地地以外：R1=40 あるいは R3=80	箕面川流域=8, 余野川流域=14	—	猪名川〔小戸〕
	吹田市	R1=30 あるいは R3=50	—	—	淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	高槻市	平地地：R1=30 あるいは R3=40 平地地以外：R1=40 あるいは R3=80	芥川流域=9	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	茨木市	平地地：R1=30 あるいは R3=50 平地地以外：R1=40 あるいは R3=80	—	—	淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	箕面市	平地地：R1=30 あるいは R3=50 平地地以外：R1=40 あるいは R3=80	箕面川流域=8, 余野川流域=12	—	—
	摂津市	R1=25 あるいは R3=50	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	島本町	R1=40 あるいは R3=80	—	—	淀川〔枚方〕
	豊能町	R1=40 あるいは R3=80	余野川流域=10	—	—
	能勢町	R1=40 あるいは R3=80	一庫・大落次川流域=8	—	—
大阪府	大阪市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕、淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
東部大阪	守口市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	枚方市	平地地：R1=30 あるいは R3=40 平地地以外：R1=40 あるいは R3=70	天野川流域=14	—	淀川〔枚方〕
	八尾市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	寝屋川市	R1=30 あるいは R3=40	—	—	淀川〔枚方〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	大東市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	柏原市	R1=30 あるいは R3=40	—	—	大和川下流〔柏原〕、大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	門真市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	東大阪市	平地地：R1=25 あるいは R3=40 平地地以外：R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	四條畷市	平地地：R1=30 あるいは R3=40 平地地以外：R1=40 あるいは R3=70	—	—	—
	交野市	R1=40 あるいは R3=70	天野川流域=14	—	—
	南河内	富田林市	平地地：R1=25 あるいは R3=40 平地地以外：R1=30 あるいは R3=60	—	—
河内長野市		平地地：R1=30 あるいは R3=60 平地地以外：R1=40 あるいは R3=80	石見川流域=7, 西除川流域=9	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
松原市		R1=25 あるいは R3=40	西除川流域=13	—	大和川下流〔柏原〕
羽曳野市		R1=25 あるいは R3=40	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
藤井寺市		R1=25 あるいは R3=40	—	—	大和川下流〔柏原〕、大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
大阪狭山市		R1=25 あるいは R3=40	西除川流域=9	—	—
太子町		R1=30 あるいは R3=70	—	—	—
泉州	河南町	平地地：R1=25 あるいは R3=60 平地地以外：R1=30 あるいは R3=70	—	—	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	千早赤阪村	R1=30 あるいは R3=70	—	—	—
	堺市	平地地：R1=25 あるいは R3=40 平地地以外：R1=30 あるいは R3=50	西除川流域=13, 石津川流域=14	—	大和川下流〔柏原〕
	岸和田市	平地地：R1=30 あるいは R3=50 平地地以外：R1=40 あるいは R3=70	津田川流域=16	—	大津川水系牛滝川〔山直橋〕

(表2-2) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪府	大阪市	東淀川流域=7.1	平野川流域=(5. 4. 2). 平野川分水路流域=(5. 3. 9). 寝屋川流域=(5. 12. 2). 第二寝屋川流域=(5. 10. 8). 神崎川流域=(5. 14. 7)	大和川下流〔柏原〕。 淀川〔枚方〕。 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕。 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=7.2. 天竺川流域=7.7. 千里川流域=8.5	旧猪名川流域=(11. 4. 4). 天竺川流域=(11. 5. 7). 千里川流域=(11. 5). 猪名川流域=(11. 22. 2)	猪名川〔小戸〕。 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
池田市	江原川流域=6.3. 箕面川流域=10.1. 余野川流域=11.7	江原川流域=(7. 5. 9). 箕面川流域=(7. 9. 5). 余野川流域=(13. 7. 7). 猪名川流域=(12. 20. 5)	猪名川〔小戸〕	
吹田市	赤田川流域=5.5. 山田川流域=6.7	赤田川流域=(13. 3. 2). 山田川流域=(7. 6. 2). 神崎川流域=(5. 12. 4). 安威川流域=(13. 14. 3)	淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕	
高槻市	芥川流域=13.5. 箕面川流域=6.4. 猪名川流域=8.3	芥川流域=(11. 10. 8). 箕面川流域=(7. 5. 9). 猪名川流域=(11. 6. 8)	淀川〔枚方〕。 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕	
茨木市	大正川流域=5.7. 茨木川流域=12.4	—	淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕	
箕面市	千里川流域=5.7. 箕面川流域=9.4. 猪名川流域=14	千里川流域=(7. 5. 1). 箕面川流域=(12. 7. 4). 猪名川流域=(7. 4. 4)	—	
摂津市	山田川流域=7.3. 大正川流域=7.4. 神崎川流域=2.2. 正寄川流域=5	山田川流域=(11. 4. 2). 大正川流域=(7. 7. 4). 安威川流域=(12. 14. 2). 神崎川流域=(5. 15. 5)	淀川〔枚方〕。 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕	
島本町	水無瀬川流域=7.3	水無瀬川流域=(7. 6. 1). 淀川流域=(12. 46. 1)	淀川〔枚方〕	
豊能町	余野川流域=7. 初谷川流域=4.7	—	猪名川	
能勢町	一庫・大落次川流域=13.7. 野間川流域=3.6	一庫・大落次川流域=(7. 13. 1). 野間川流域=(7. 3. 5)	—	
東部大阪	守口市	—	—	淀川〔枚方〕。 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
枚方市	天野川流域=14.2. 猪名川流域=14. 船橋川流域=7.4	天野川流域=(9. 11. 1). 猪名川流域=(5. 6. 5). 船橋川流域=(8. 5. 9). 淀川流域=(7. 5. 4)	淀川〔枚方〕	
八尾市	橋本川流域=2.5	—	大和川下流〔柏原〕。 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	
寝屋川市	猪名川流域=6.9. 古川流域=2.9	猪名川流域=(6. 3. 9). 寝屋川流域=(10. 3. 2). 船橋川流域=(8. 2. 5)	淀川〔枚方〕。 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	
大東市	猪名川流域=5. 樽見川流域=5.2	猪名川流域=(6. 4. 8). 寝屋川流域=(6. 4. 8). 寝屋川流域=(10. 14. 4). 恩智川流域=(6. 11. 7)	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	
柏原市	—	平野川流域=(6. 2. 1)	大和川下流〔柏原〕。 大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕。 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	
門真市	—	寝屋川流域=(9. 5. 8). 古川流域=(6. 6. 8)	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	
東大阪市	—	猪名川流域=(8. 9. 2). 恩智川流域=(7. 6. 2)	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地〔寝屋川水位〕・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地〔恩智川水位〕・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	
四條畷市	清滝川流域=5.6. 津田川流域=5.8	—	—	
交野市	天野川流域=13. 北川流域=5.6	天野川流域=(10. 11)	—	
南河内	富田林市	東淀川流域=3.1. 千早川流域=12. 佐藤川流域=5.8	東淀川流域=(5. 3. 1). 千早川流域=(7. 4. 8). 石川流域=(7. 10. 2)	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	河内長野市	西除川流域=5.1. 天見川流域=13.2	天見川流域=(5. 13). 石川流域=(5. 14)	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	松原市	西除川流域=19.6. 寝屋川流域=6.1	西除川流域=(5. 8)	大和川下流〔柏原〕
	羽曳野市	東淀川流域=7.4	東淀川流域=(5. 6. 3)	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	藤井寺市	—	—	大和川下流〔柏原〕。 大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	大阪狭山市	西除川流域=6.3	西除川流域=(7. 3. 5)	—
	太子町	飛鳥川流域=4.9. 大井川流域=4.8	大井川流域=(5. 4. 8)	—
河南町	橋川流域=4. 千早川流域=11.6	橋川流域=(5. 5. 6). 千早川流域=(5. 9. 8)	大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕	
千早赤阪村	千早川流域=11.5	千早川流域=(5. 10. 5)	—	
堺市	西除川流域=7.8. 東淀川流域=5.1. 石津川流域=18.6. 和田川流域=6.7	西除川流域=(8. 6. 6). 東淀川流域=(5. 5. 1). 石津川流域=(8. 19. 1). 和田川流域=(5. 6. 7)	大和川下流〔柏原〕	
岸和田市	藤木川流域=7.1. 津田川流域=8.8. 松尾川流域=10.8	藤木川流域=(7. 3. 9). 津田川流域=(7. 5. 7). 松尾川流域=(5. 7)	大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
泉大津市	—	橋本川流域=(5. 12. 4).	大津川水系大津川・橋本川〔川中橋〕。 大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
貝塚市	津田川流域=7.9. 近大川流域=10. 泉田川流域=7.3	津田川流域=(5. 6. 7). 近大川流域=(6. 8). 泉田川流域=(5. 7. 3)	—	
泉佐野市	泉田川流域=7.2. 佐野川流域=8.1	泉田川流域=(5. 7. 2). 佐野川流域=(8. 5. 1)	—	
和泉市	松尾川流域=10.8	松尾川流域=(5. 6. 6). 橋本川流域=(5. 12. 4)	大津川水系大津川・橋本川〔川中橋〕。 大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
高石市	岸田川流域=5.2. 王子川流域=5.2	岸田川流域=(7. 2. 8). 王子川流域=(7. 3)	—	
泉南市	男里川流域=18.5. 新堂川流域=5.8. 金尾川流域=14.1	新堂川流域=(5. 5. 7)	—	
阪南市	男里川流域=18.1. 茶屋川流域=6.2. 倉熊寺川流域=14.1	—	—	
忠岡町	—	—	大津川水系大津川・橋本川〔川中橋〕。 大津川水系牛滝川〔山直橋〕	
熊取町	—	—	—	
田尻町	平地地：R1=30 あるいは R3=60 平地地以外：R1=40 あるいは R3=70	櫻井川流域=16	—	
岬町	R1=30 あるいは R3=60	—	—	

【留意点】 それぞれの市町村の基準を満たす気象状況が予想される場合、当該市町村に注意報を発表する。

【備考】

- ・基準値における「…」以上」の「以上」は省略した。
- ・雨量基準欄の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
- ・雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地地」、「平地地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地地」、「平地地以外」の領域が存在しても基準を分ける必要のない市町村には「平地地」、「平地地以外」の地域名を使用していない。
- ・指定河川洪水予報による基準の「○〇川〔△△〕」は、「指定河川である○〇川に発表された洪水予報において」、「△△基準観測点では△△注意情報公表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表すること」を意味する。

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべてに適用されていますが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表していますが、大阪府内においては、当該市町村等の主要な河川が洪水予報河川であるため空白となっています。

*3 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものは、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を「—」で、それぞれ表しています。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

（表3）高潮警報・注意報基準

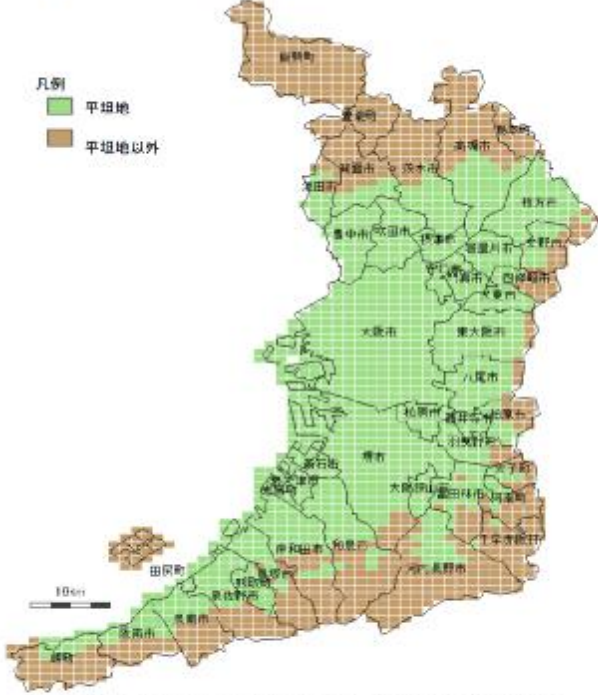
市町村をまとめた地域	市町村	高潮警報基準	高潮注意報基準
大阪市	大阪市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
泉州	堺市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	高石市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	泉大津市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	忠岡町	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	岸和田市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	貝塚市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	泉佐野市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	田尻町	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	泉南市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	阪南市	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ
	岬町	標高2.2mの高さ	標高1.5mの高さ

【備考】
・基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

（表3）高潮警報・注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
大阪市	大阪市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
泉州	堺市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	岸和田市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	泉大津市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	貝塚市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	泉佐野市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	高石市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	泉南市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	阪南市	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	忠岡町	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	田尻町	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ
	岬町	標高 2.2m の高さ	標高 1.5m の高さ

（別図（別添））~~「平地以外」の警報・注意報基準の変更により、区分廃止のため~~



平地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域
 平地以外：平地以外の地域
 （概ね傾斜が30パーミル以上または都市化率が25パーセント以下の地域）
 【備考】
 ・関西国際空港は市街地とは着を隔てて離れているため、「平地以外」として扱う。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正																								
<p>第2 土砂災害警戒情報の伝達 (略)</p>	<p>第2 土砂災害警戒情報の伝達 (略)</p>																								
<p>第3 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>1 気象庁が発表する津波警報・注意報等</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報 ～ (2) 津波情報 (略)</p> <p>(3) 地震情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p> <p>(4) 緊急地震速報 (略)</p> <p>2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路 (略)</p> <p>第4 住民への周知</p> <p>1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。 なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</p>	情報の種類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。	<p>第3 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>1 気象庁が発表する津波警報・注意報等</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報 ～ (2) 津波情報 (略)</p> <p>(3) 地震情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; text-align: center;">注1 大阪管区気象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>(4) 緊急地震速報 (略)</p> <p>2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路 (略)</p> <p>第4 住民への周知</p> <p>1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。 なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</p>	情報の種類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
情報の種類	内 容																								
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。																								
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。																								
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																								
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																								
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。																								
情報の種類	内 容																								
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。																								
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。																								
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																								
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																								
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。																								

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、市町村防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、<u>住民に対して</u>予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。</p>	<p>2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、市町村防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、<u>要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等</u>に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。</p>

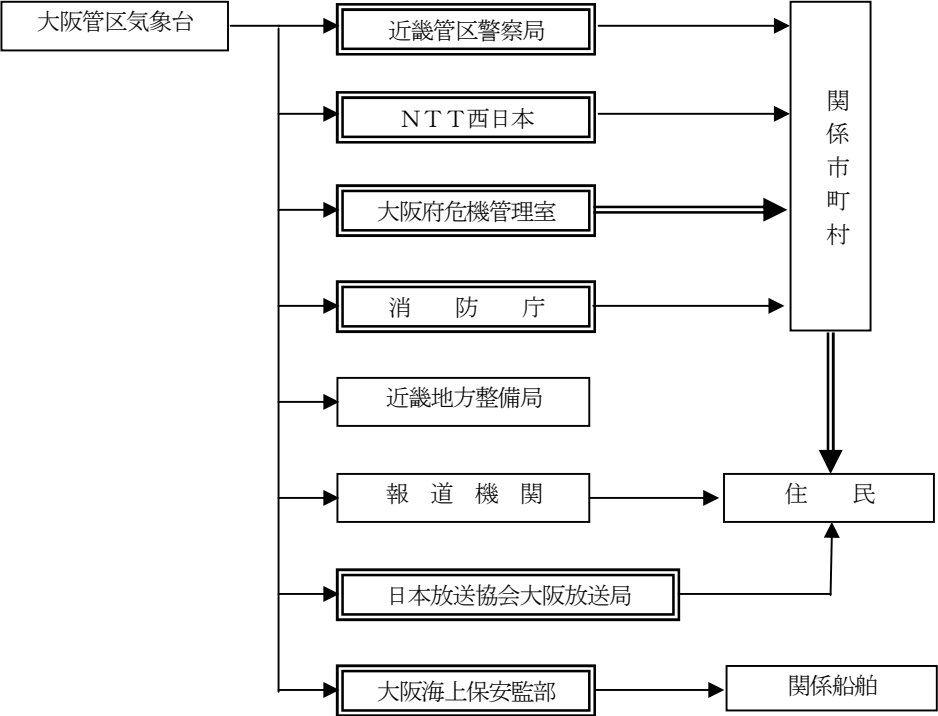
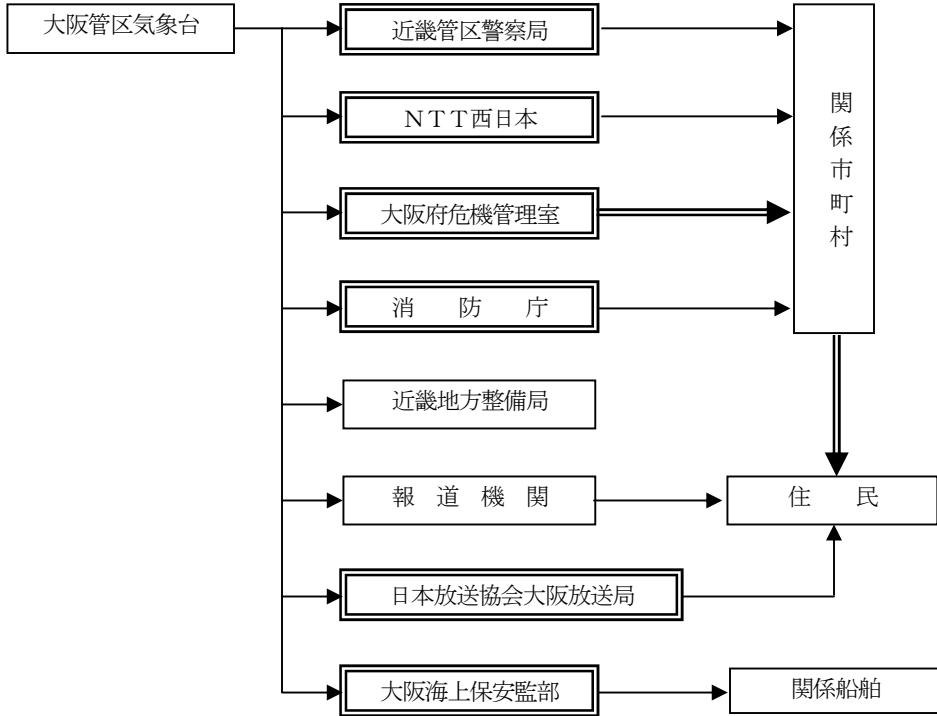
大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

[別図1-2] 特別警報の関係機関への伝達経路

[別図1-2] 特別警報（地震動警報を除く（注）3）の関係機関への伝達経路



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。
 (追記)

(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。
 3 気象庁は地震動警報（緊急地震速報）を発表した時には、日本放送協会に通知する。

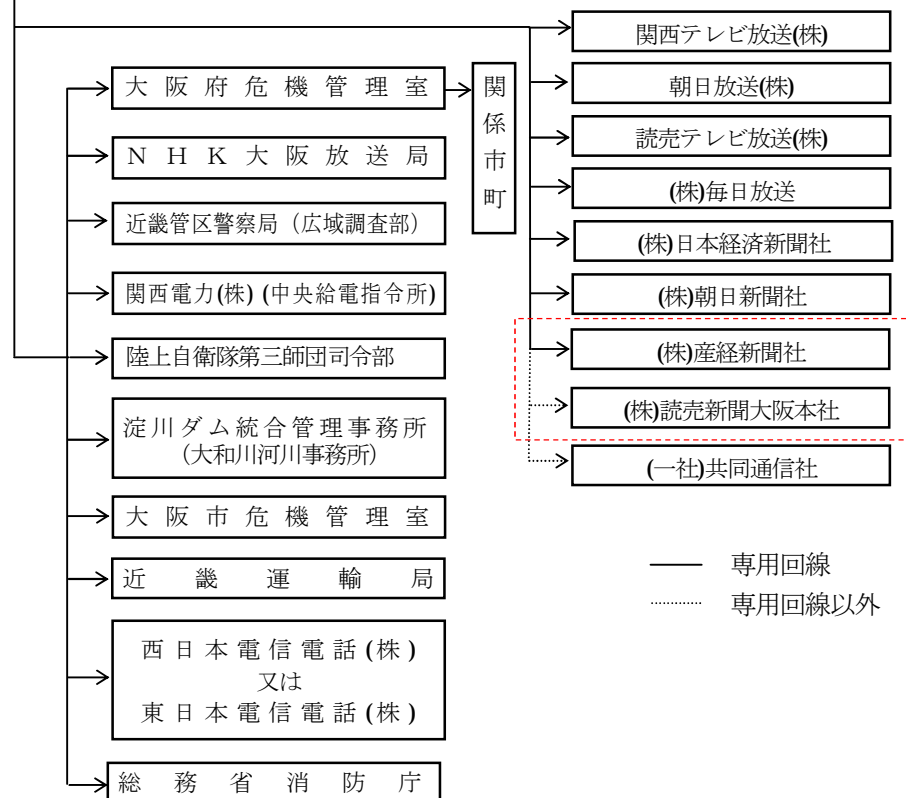
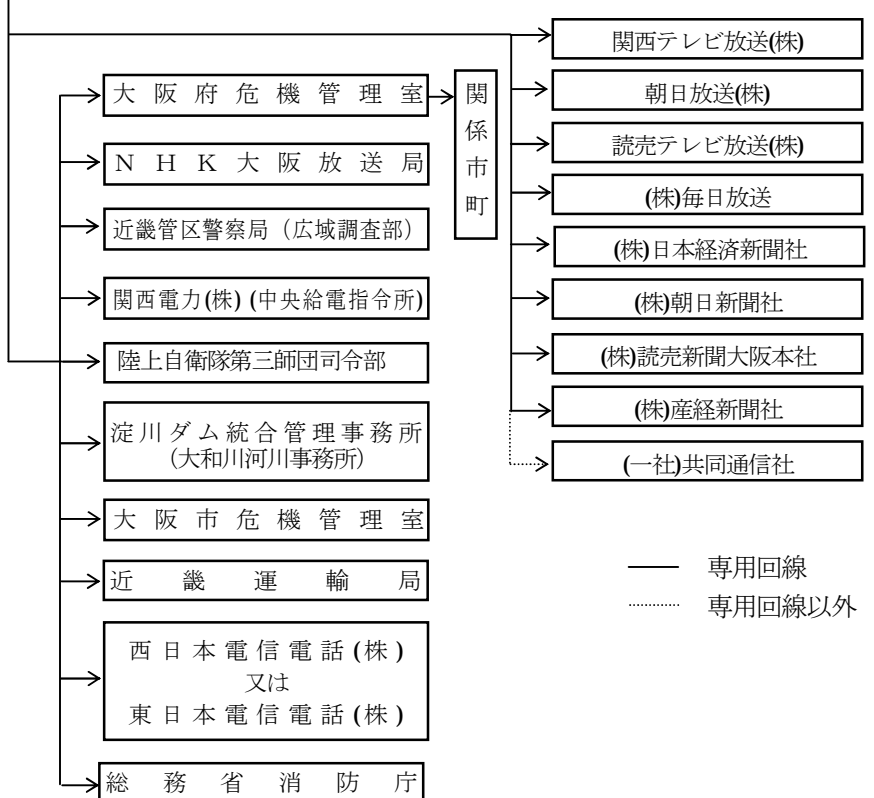
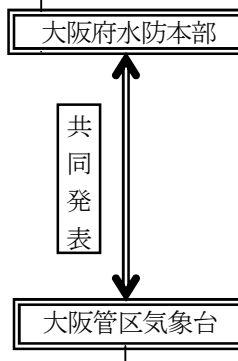
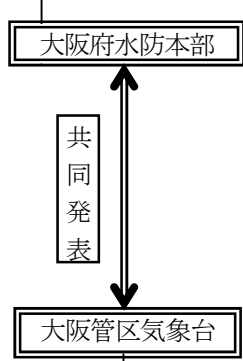
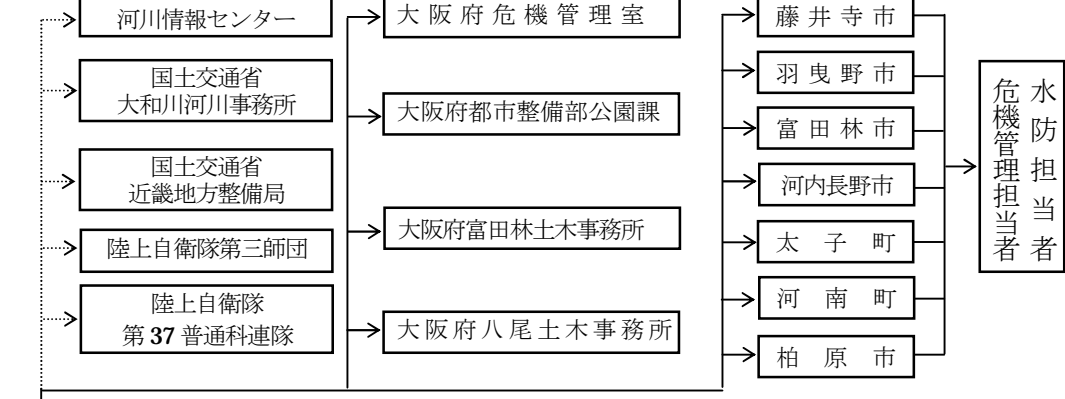
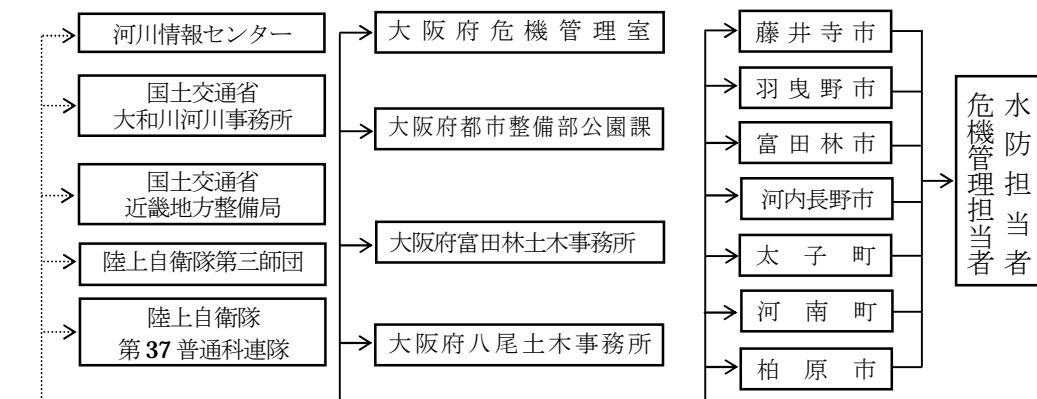
大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

[別図1-4] 石川洪水予報連絡系統図

[別図1-4] 石川洪水予報連絡系統図



— 専用回線
..... 専用回線以外

— 専用回線
..... 専用回線以外

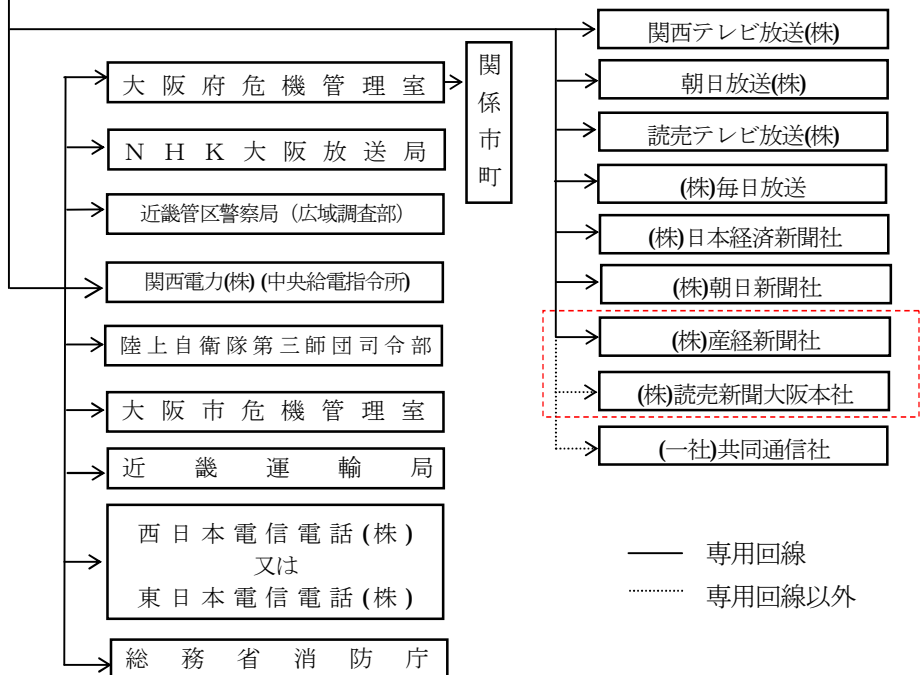
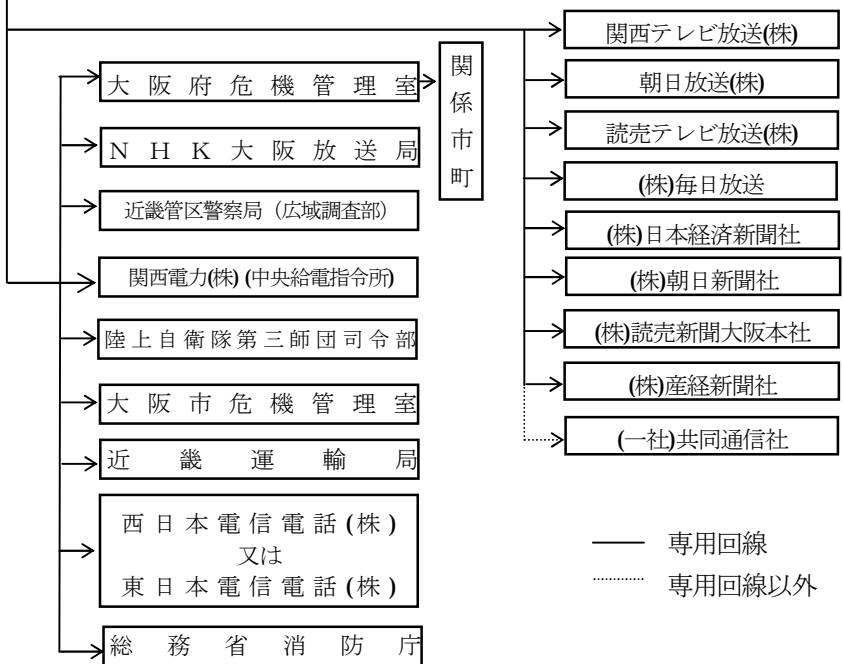
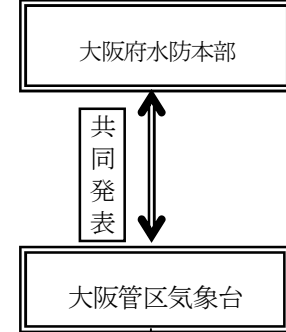
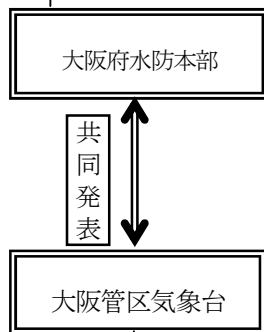
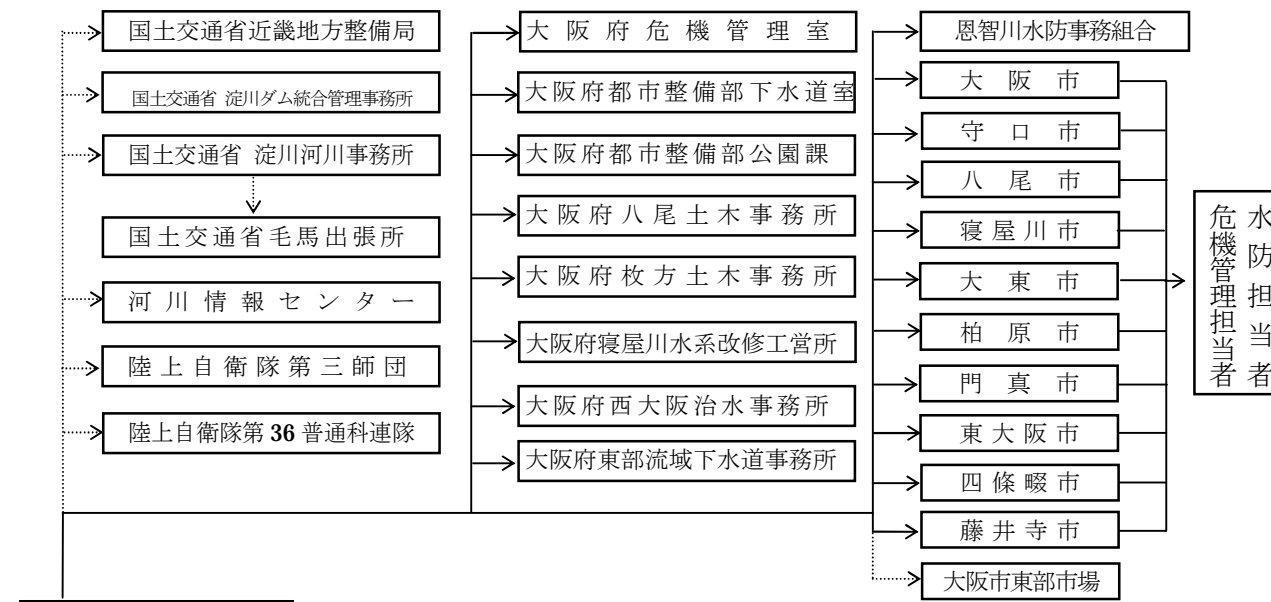
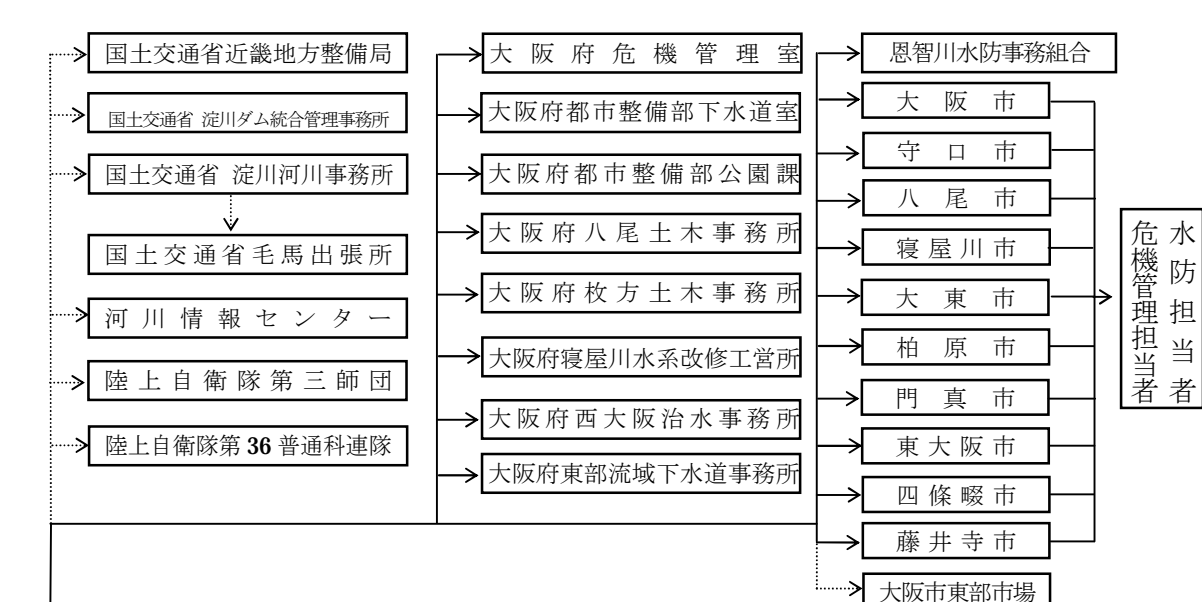
大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

[別図1-5] 寝屋川流域洪水予報連絡系統図

[別図1-5] 寝屋川流域洪水予報連絡系統図



— 専用回線
..... 専用回線以外

— 専用回線
..... 専用回線以外

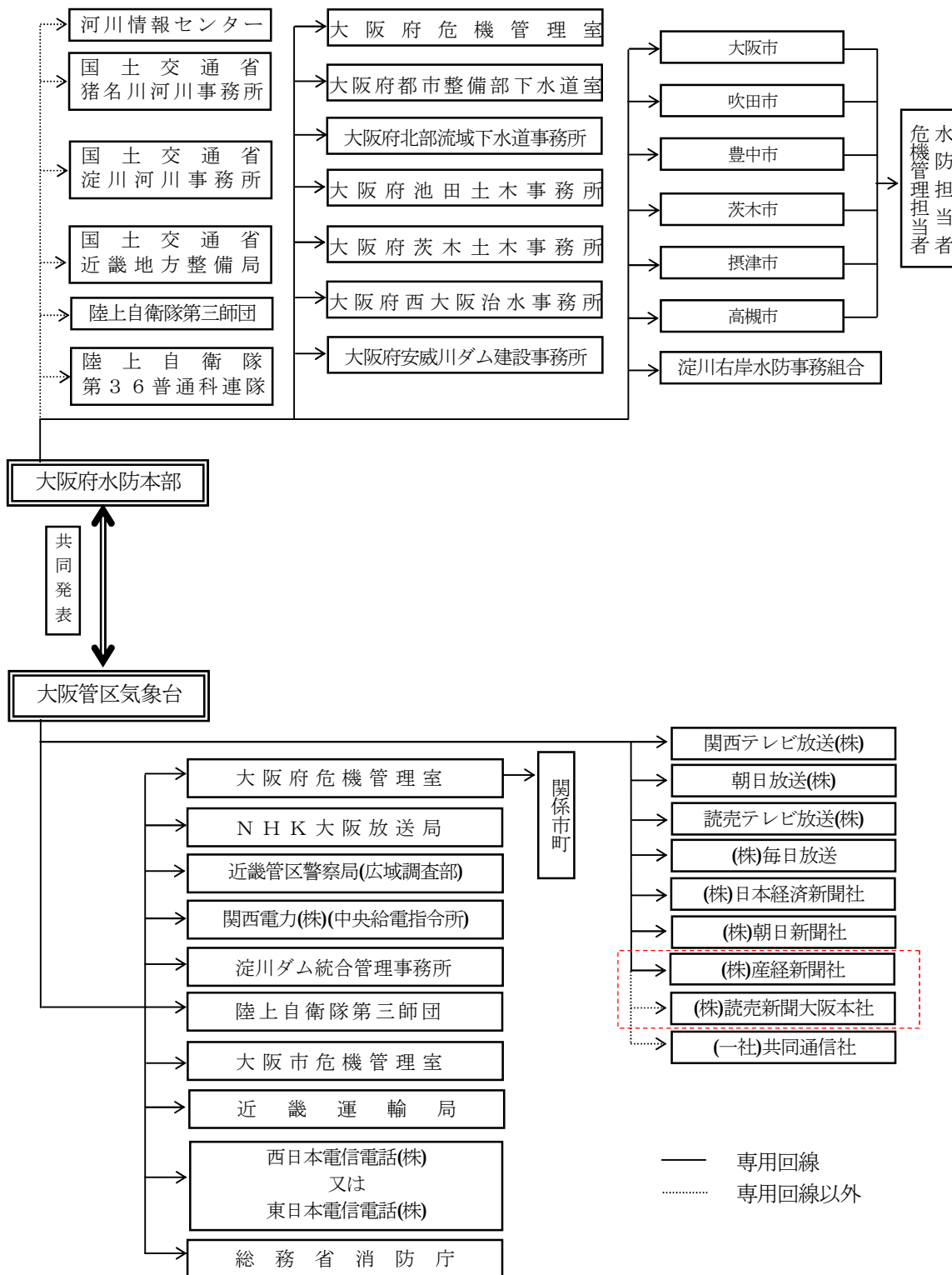
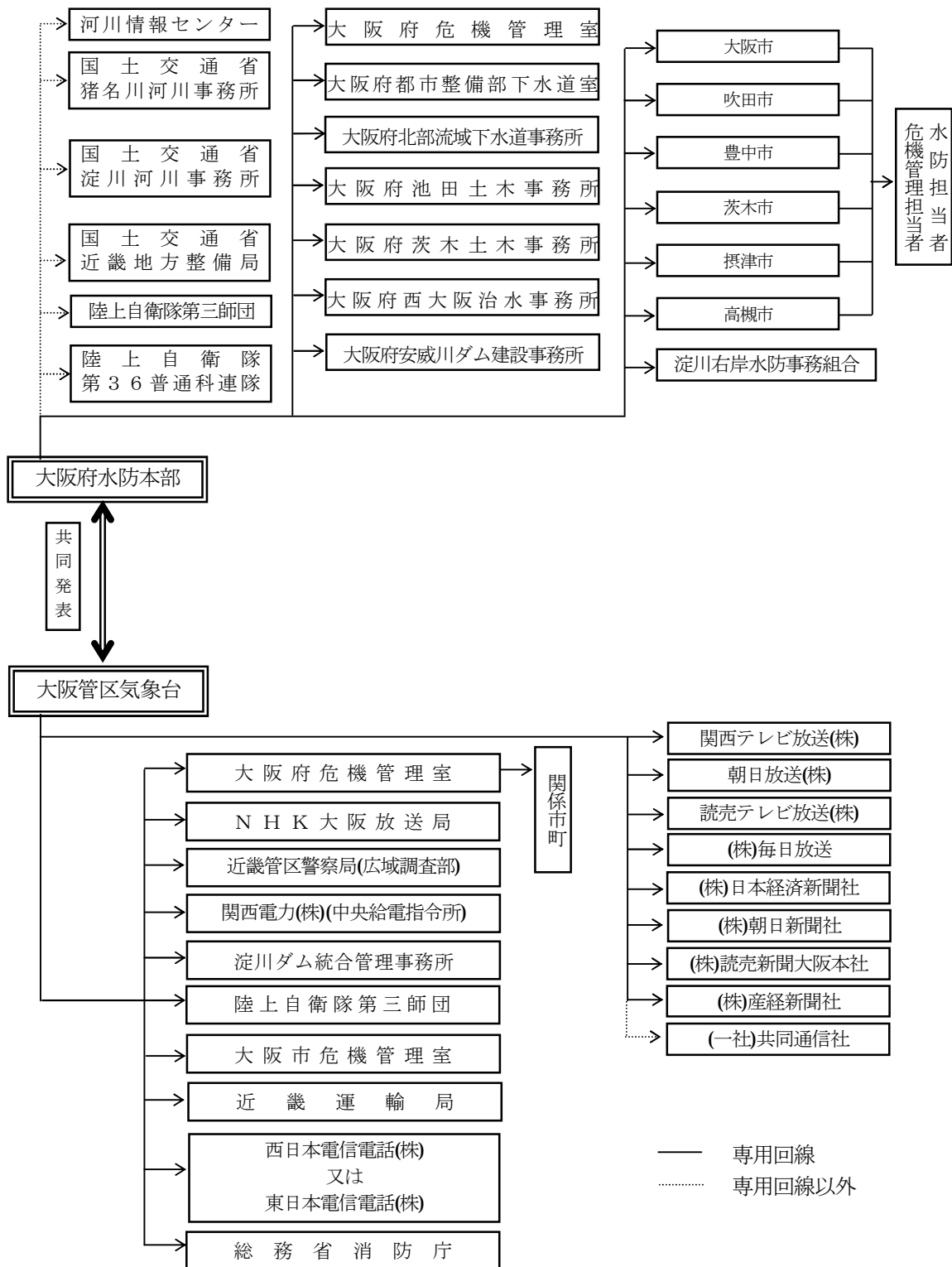
大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

[別図1-6] 神崎川・安威川洪水予報連絡系統図

[別図1-6] 神崎川・安威川洪水予報連絡系統図



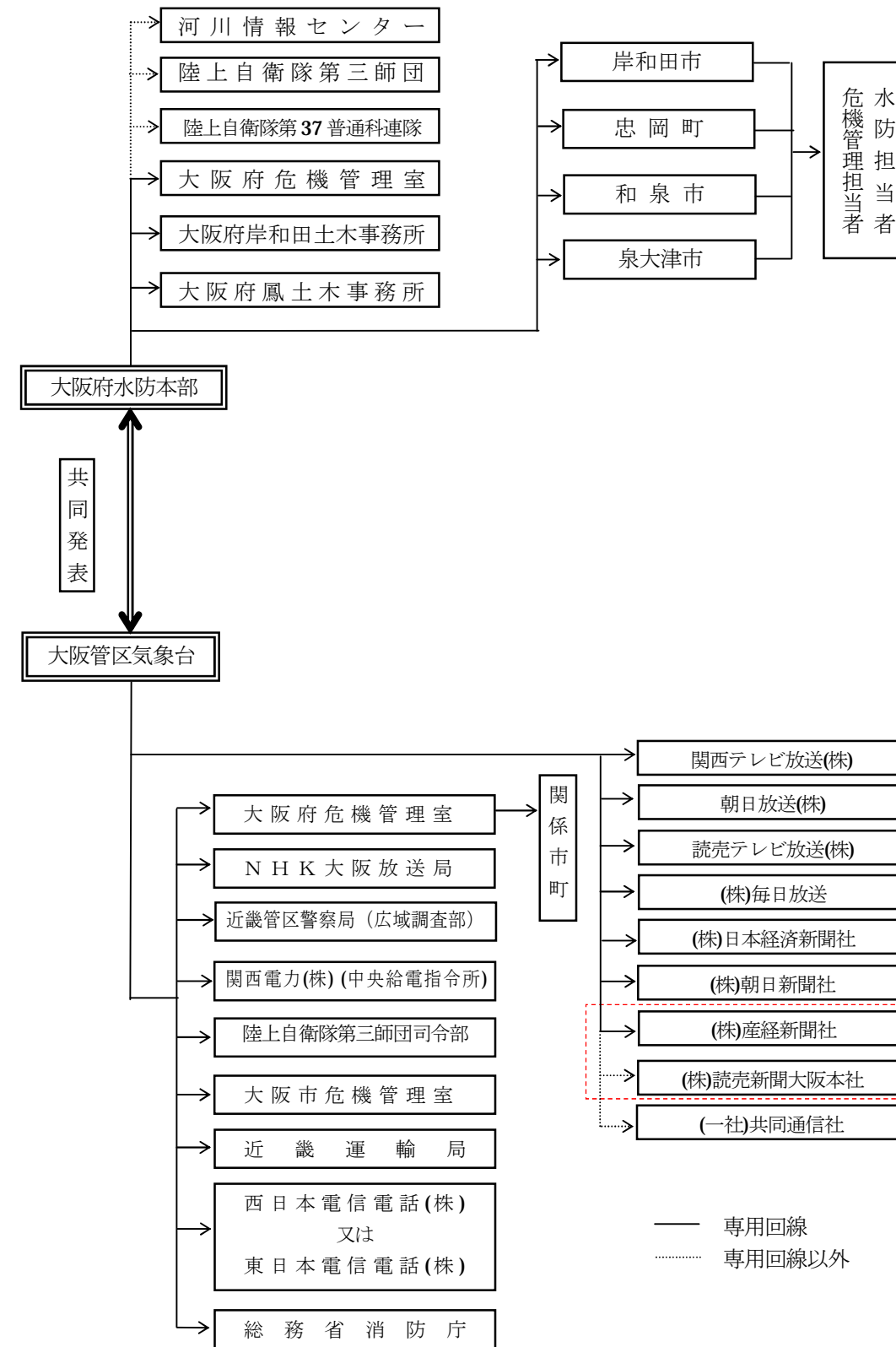
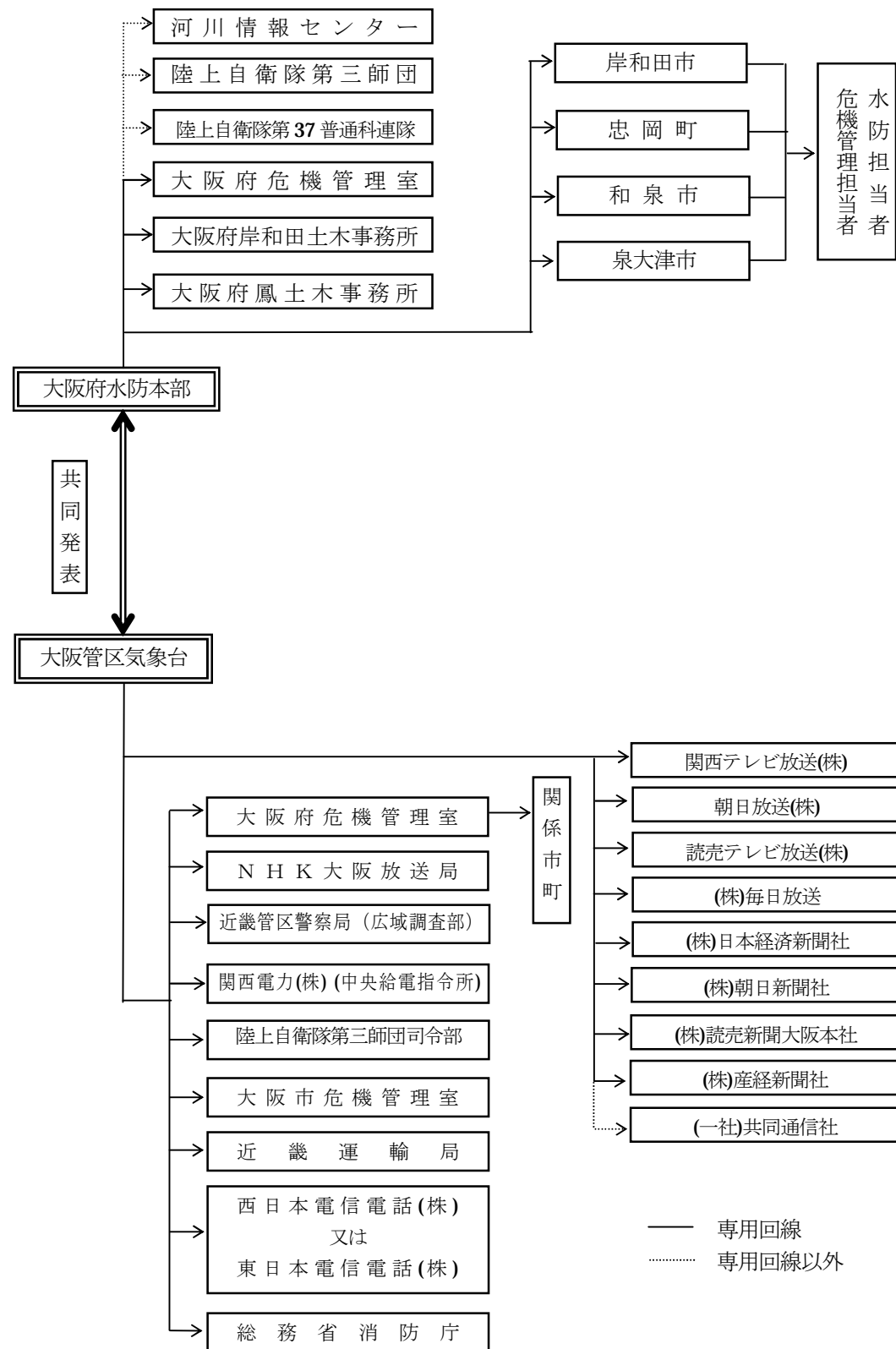
大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

[別図1-7] 大津川・榎尾川洪水予報連絡系統図

[別図1-7] 大津川・榎尾川洪水予報連絡系統図



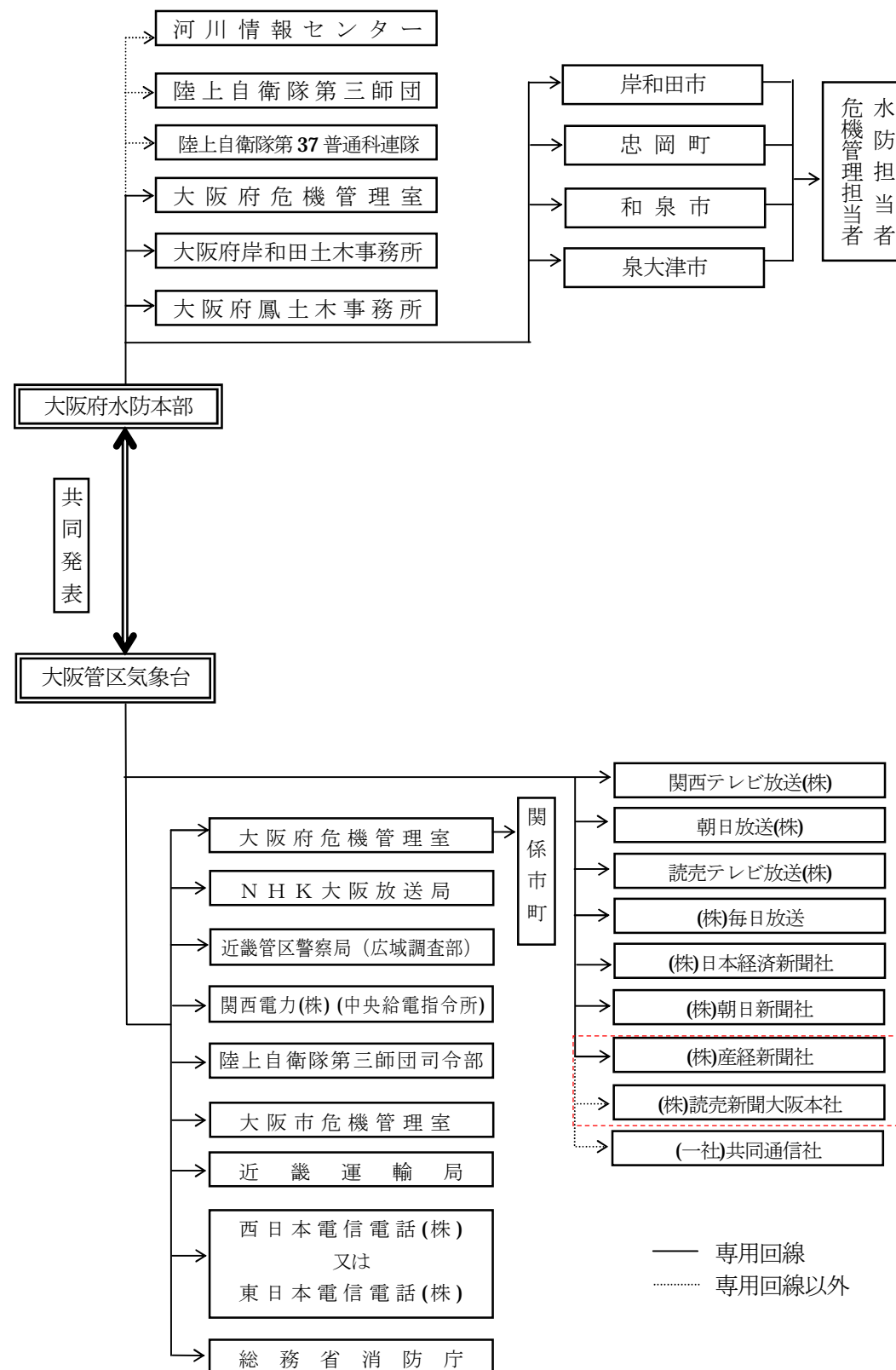
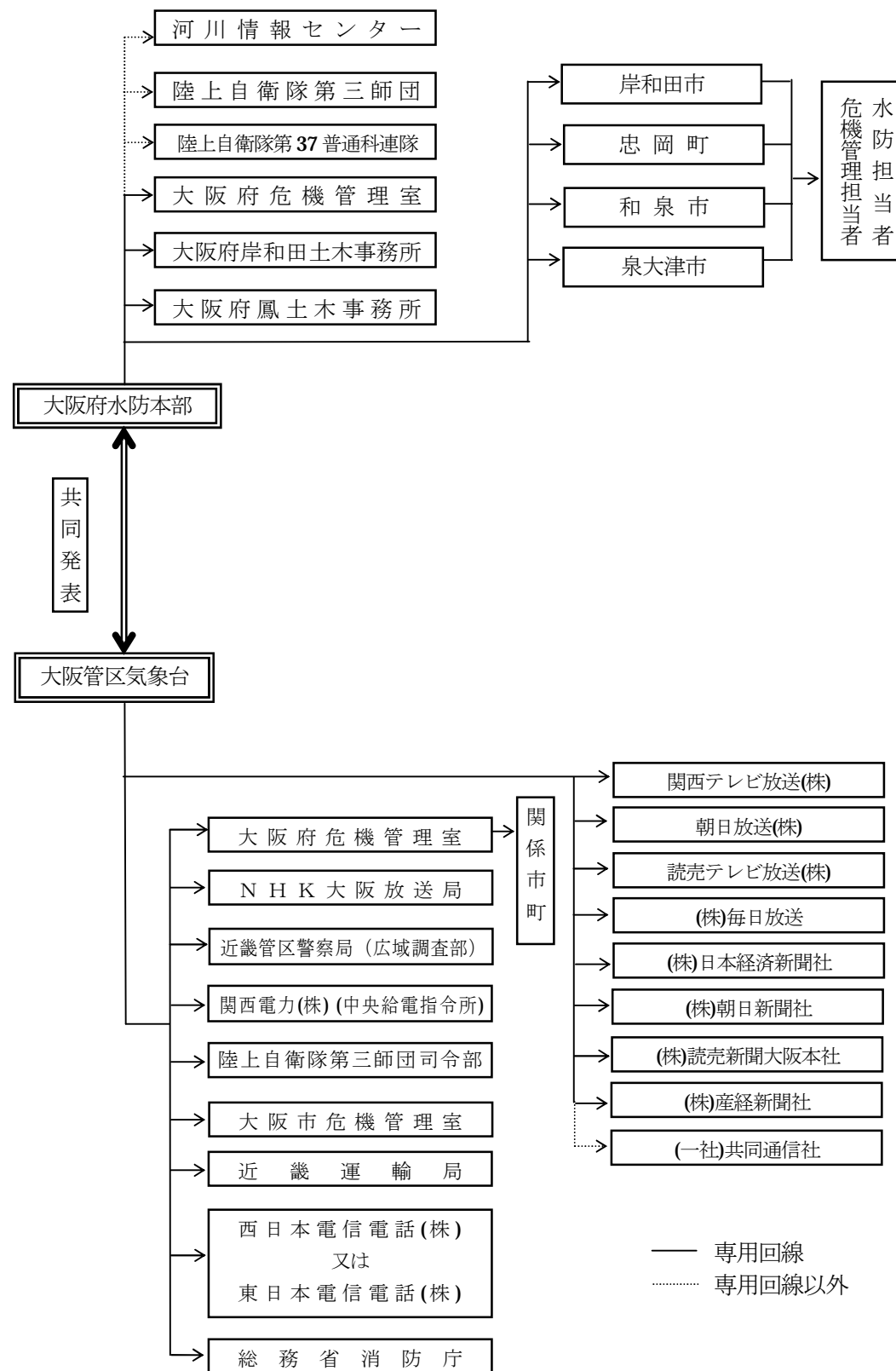
大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

[別図1-8] 牛滝川洪水予報連絡系統図

[別図1-8] 牛滝川洪水予報連絡系統図



大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第2節 警戒活動</p> <p>第1 気象観測情報の収集伝達 ～ 第3 水防活動 (略)</p>	<p>第2節 警戒活動</p> <p>第1 気象観測情報の収集伝達 ～ 第3 水防活動 (略)</p>
<p>[別図1-11] 水防警報等の関係機関への伝達経路 (2) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】</p> <p>—— 基本システム - - - 補助システム</p>	<p>[別図1-11] 水防警報等の関係機関への伝達経路 (2) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】</p> <p>—— 基本システム - - - 補助システム</p>
<p>第4 土砂災害警戒活動 ～ 第8 流木防止活動 (略)</p>	<p>第4 土砂災害警戒活動 ～ 第8 流木防止活動 (略)</p>
<p>第3節 津波警戒活動</p> <p>第1 避難対策等</p> <p>1 大阪府 (略)</p> <p>2 沿岸市町</p>	<p>第3節 津波警戒活動</p> <p>第1 避難対策等</p> <p>1 大阪府 (略)</p> <p>2 沿岸市町</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示（緊急）、避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 避難指示（緊急） （略）</p> <p>(2) 周知の方法 沿岸市町は、<u>避難指示</u>及び<u>避難誘導</u>を行う場合は、市町村防災行政無線（<u>回報系</u>）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携等、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。 周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置 ～</p> <p>(5) 施設の緊急点検・巡視 （略）</p> <p>第2 水防活動 ～ 第6 流木防止活動 （略）</p>	<p>沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示（緊急）、避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 避難指示（緊急） （略）</p> <p>(2) 周知の方法 沿岸市町は、避難指示（<u>緊急</u>）及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線（回報系、<u>戸別受信機を含む。</u>）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携等、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。 周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置 ～</p> <p>(5) 施設の緊急点検・巡視 （略）</p> <p>第2 水防活動 ～ 第6 流木防止活動 （略）</p>
<p>第4節 発災直後の情報収集伝達</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> <p>第1 情報収集伝達経路 （略）</p> <p>第2 府における情報収集伝達</p> <p>災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。 国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。</p> <p>1 被害状況の早期把握</p>	<p>第4節 発災直後の情報収集伝達</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> <p>第1 情報収集伝達経路 （略）</p> <p>第2 府における情報収集伝達</p> <p>災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。 国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。</p> <p>1 被害状況の早期把握</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>(略)</p> <p>2 災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。(追記)</p> <p>(1) 災害の発生場所、区域等 ～ (10) その他 (略)</p> <p>3 国への報告 (略)</p> <p>第3 市町村における情報収集伝達</p> <p>災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。</p> <p>1 被害状況の把握 (略)</p> <p>2 府及び国への報告 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。 また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話によ</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。<u>また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。</u></p> <p>(1) 災害の発生場所、区域等 ～ (10) その他 (略)</p> <p>3 国への報告 (略)</p> <p>第3 市町村における情報収集伝達</p> <p>災害発生後、直ちに防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。</p> <p>1 被害状況の把握 (略)</p> <p>2 府及び国への報告 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。 また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話によ</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p style="text-align: center;">る報告も認められるものとする。 (追記)</p> <p>第4 防災関係機関の情報収集伝達 (略)</p> <p>第5 通信手段の確保 (略)</p> <p>第5節 災害広報</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。</p> <p>第1 災害広報</p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) 地震発生直後の広報</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 要配慮者への支援の呼びかけ</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等</p> <p>(2) 風水害発生直後の広報 ～ (3) その後の広報 (略)</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 広報紙(誌)の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等</p> <p>(2) 航空機、広報車による現場広報</p> <p>(3) 市町村防災行政無線(同報系)による地区広報</p> <p>(4) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>(10) 臨時災害FM局の開設 (略)</p>	<p style="text-align: center;">る報告も認められるものとする。 <u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。</u></p> <p>第4 防災関係機関の情報収集伝達 (略)</p> <p>第5 通信手段の確保 (略)</p> <p>第5節 災害広報</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。</p> <p>第1 災害広報</p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) 地震発生直後の広報</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 地震情報(震度、震源、地震活動 等)・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・気象の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 要配慮者への支援の呼びかけ</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等</p> <p>(2) 風水害発生直後の広報 ～(3) その後の広報 (略)</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 広報紙(誌)の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等</p> <p>(2) 航空機、広報車による現場広報</p> <p>(3) 市町村防災行政無線(同報系、<u>戸別受信機を含む。</u>)による地区広報</p> <p>(4) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>(10) 臨時災害FM局の開設 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
3 災害時の広報体制 （略） 第2 報道機関との連携 ～ 第3 広聴活動の実施 （略）	3 災害時の広報体制 （略） 第2 報道機関との連携 ～ 第3 広聴活動の実施 （略）

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第1節 消火・救助・救急活動</p> <p>府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p> <p>第1 市町村 （略）</p> <p>第2 府</p> <p>市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。</p> <p>なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（<u>航空運用調整班兼務</u>）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。</p> <p>その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</p> <p>第3 府警察 ～ 第7 惨事ストレス対策 （略）</p>	<p>第1節 消火・救助・救急活動</p> <p>府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p> <p>第1 市町村 （略）</p> <p>第2 府</p> <p>市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。</p> <p>なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。</p> <p>その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</p> <p>第3 府警察 ～ 第7 惨事ストレス対策 （略）</p>
<p>第2節 医療救護活動</p> <p>府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p>第1 医療救護活動に関する府の組織体制 ～ 第2 医療情報の収集・提供活動 （略）</p> <p>第3 現地医療対策</p> <p>1 現地医療の確保</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町村の定める参集場所に派遣する。</p>	<p>第2節 医療救護活動</p> <p>府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p>第1 医療救護活動に関する府の組織体制 ～ 第2 医療情報の収集・提供活動 （略）</p> <p>第3 現地医療対策</p> <p>1 現地医療の確保</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町村の定める参集場所に派遣する。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）	今回修正
<p>なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。</p> <p>ア 市町村 ～ イ 府 (略)</p> <p>ウ 災害拠点病院等 次の医療関係機関は府の要請、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。 (医療関係機関) 災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構、(追記)、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学</p> <p>(2) 医療救護班の搬送 ～ (4) 医療救護班の受け入れ・調整 (略)</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(1) 救護所における現地医療活動 ～ (2) 医療救護班の業務 (略)</p> <p>(3) 現地医療活動の継続 府は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、(追記)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>第4 後方医療対策 ～ 第6 個別疾病対策 (略)</p>	<p>なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。</p> <p>ア 市町村 ～ イ 府 (略)</p> <p>ウ 災害拠点病院等 次の医療関係機関は府の要請、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。 (医療関係機関) 災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学</p> <p>(2) 医療救護班の搬送 ～ (4) 医療救護班の受け入れ・調整 (略)</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(1) 救護所における現地医療活動 ～ (2) 医療救護班の業務 (略)</p> <p>(3) 現地医療活動の継続 府は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>第4 後方医療対策 ～ 第6 個別疾病対策 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）

今回修正

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町村は、(追記)、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

(追記)

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自動的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。
避難勧告	・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況	・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町村は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

また、府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自動的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。
避難勧告	・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況	・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）		今回修正	
<p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立退き避難する。 	<p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立退き避難する。
<p>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令。 （追記）</p> <p>前表については、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、府、市町村はこのことを住民へ平時から周知しておく。</p> <p>市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。加えて、沿岸市町は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>また、府は、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。</p>		<p>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令。</p> <p>注2 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>前表については、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、府、市町村はこのことを住民へ平時から周知しておく。</p> <p>市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。加えて、沿岸市町は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>また、府は、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。</p>	
<p>2 実施者</p> <p>(1) 避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関</p>		<p>2 実施者</p> <p>(1) 避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関</p>	

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p style="color: red;">（追記）</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>イ ～ キ （略）</p> <p>(2) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達 （略）</p> <p>第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示</p> <p>1 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。</p> <p>2 市町村長は、（追記）、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、<u>危険地域毎の基準に従い第2次警戒体制（以上の警戒体制）をとった場合に</u>、広報車等により住民に避難の準備を広報する。</p> <p>第3 住民への周知</p> <p>市町村長等は、避難指示（緊急）等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（<u>同報系</u>）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> <p>第4 避難者の誘導等 ～ 第6 警戒区域の設定 （略）</p>	<p>する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p style="color: red;"><u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>イ ～ キ （略）</p> <p>(2) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達 （略）</p> <p>第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示</p> <p>1 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。</p> <p>2 市町村長は、<u>土砂災害警戒区域</u>、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に</u>、広報車等により住民に避難の準備を広報する。</p> <p>第3 住民への周知</p> <p>市町村長等は、避難指示（緊急）等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、<u>戸別受信機を含む。</u>）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> <p>第4 避難者の誘導等 ～ 第6 警戒区域の設定 （略）</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第2節 指定避難所の開設・運営等</p> <p>市町村は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。</p> <p>府は、市町村を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。</p> <p>第1 指定避難所の開設 (略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営</p> <p>市町村は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。</p> <p>府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。</p> <p>1 避難受入れの対象者 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底 (追記)</p> <p>また、市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、指定避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p>	<p>第2節 指定避難所の開設・運営等</p> <p>市町村は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。</p> <p>府は、市町村を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。</p> <p>第1 指定避難所の開設 (略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営</p> <p>市町村は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。</p> <p>府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。</p> <p>1 避難受入れの対象者 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>(11) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(12) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>また、市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、指定避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

災害応急対策
第4章 避難行動

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
第3 指定避難所の早期解消のための取組み等 (略)	第3 指定避難所の早期解消のための取組み等 (略)
第3節 避難行動要支援者への支援 (略)	第3節 避難行動要支援者への支援 (略)
第4節 広域一時滞在 (略)	第4節 広域一時滞在 (略)

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。</p> <p>府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定</p> <p>府、市町村、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。</p> <p>特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。</p> <p>(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</p> <p>府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者及び港湾管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。</p> <p>府、市町村、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。</p> <p>ア 府、市町村、道路管理者、港湾管理者、(追記)</p> <p>(ア) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p> <p>(イ) 通行規制</p> <p>道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。</p> <p>(ウ) 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p>	<p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。</p> <p>府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定</p> <p>府、市町村、府警察、道路管理者、<u>港湾管理者</u>及び<u>漁港管理者</u>は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。</p> <p>特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。</p> <p>(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</p> <p>府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者、<u>港湾管理者</u>及び<u>漁港管理者</u>と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。</p> <p>府、市町村、府警察、道路管理者、<u>港湾管理者</u>及び<u>漁港管理者</u>は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。</p> <p>ア 府、市町村、道路管理者、港湾管理者、<u>漁港管理者</u></p> <p>(ア) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p> <p>(イ) 通行規制</p> <p>道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。</p> <p>(ウ) 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、<u>港湾管理者</u>及び<u>漁港管理者</u>は、自ら車両の移動等を行う。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

災害応急対策

第5章 交通対策、緊急輸送活動

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>イ 府警察 （略）</p> <p>(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 }</p> <p>(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携 （略）</p> <p>2 緊急交通路の周知 （略）</p> <p>3 緊急通行車両等の確認 府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。 なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者及び港湾管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</p> <p>4 輸送手段の確保 ～ 7 緊急交通路の補完的機能の確保 （略）</p> <p>第2 水上輸送 （略）</p> <p>第3 航空輸送 （略）</p>	<p>イ 府警察 （略）</p> <p>(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 }</p> <p>(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携 （略）</p> <p>2 緊急交通路の周知 （略）</p> <p>3 緊急通行車両等の確認 府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。 なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、<u>港湾管理者</u>及び<u>漁港管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</p> <p>4 輸送手段の確保 ～ 7 緊急交通路の補完的機能の確保 （略）</p> <p>第2 水上輸送 （略）</p> <p>第3 航空輸送 （略）</p>
<p>第2節 交通の維持復旧 （略）</p>	<p>第2節 交通の維持復旧 （略）</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）	今回修正
<p>第 1 節 公共施設応急対策</p> <p>関係機関は、<u>余震</u>又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>第 1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等） （略）</p> <p>第 2 公共建築物 （略）</p> <p>第 3 応急工事 （略）</p>	<p>第 1 節 公共施設応急対策</p> <p>関係機関は、<u>地震活動</u>又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>第 1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等） （略）</p> <p>第 2 公共建築物 （略）</p> <p>第 3 応急工事 （略）</p>
<p>第 2 節 民間建築物等応急対策 （略）</p>	<p>第 2 節 民間建築物等応急対策 （略）</p>
<p>第 3 節 ライフライン・放送の確保 （略）</p>	<p>第 3 節 ライフライン・放送の確保 （略）</p>
<p>第 4 節 農林水産関係応急対策 （略）</p>	<p>第 4 節 農林水産関係応急対策 （略）</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第1節 オペレーション体制 (略)</p>	<p>第1節 オペレーション体制 (略)</p>
<p>第2節 住民等からの問い合わせ (略)</p>	<p>第2節 住民等からの問い合わせ (略)</p>
<p>第3節 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>第3節 災害救助法の適用 (略)</p>
<p>第4節 緊急物資の供給 (略)</p> <p>第1 物資等の運送要請 ～ 第2 給水活動 (略)</p> <p>第3 食料・生活必需品の供給</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。</p> <p>1 市町村 ～ 2 府 (略)</p> <p>3 その他の防災関係機関 下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 農林水産省 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給</p> <p>(2) 近畿農政局（大阪府拠点） 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整</p> <p>(3) 日本赤十字社大阪府支部 (略)</p> <p>(4) 近畿経済産業局 生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(5) 関西広域連合 (略)</p>	<p>第4節 緊急物資の供給 (略)</p> <p>第1 物資等の運送要請 ～ 第2 給水活動 (略)</p> <p>第3 食料・生活必需品の供給</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。</p> <p>1 市町村 ～ 2 府 (略)</p> <p>3 その他の防災関係機関 下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 農林水産省 応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給</p> <p>(2) 近畿農政局（大阪府拠点） 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡</p> <p>(3) 日本赤十字社大阪府支部 (略)</p> <p>(4) 近畿経済産業局 生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(5) 関西広域連合 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
第5節 住宅の応急確保 (略)	第5節 住宅の応急確保 (略)
第6節 応急教育 (略)	第6節 応急教育 (略)
第7節 自発的支援の受入れ (略)	第7節 自発的支援の受入れ (略)

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第1節 保健衛生活動</p> <p>府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>第1 防疫活動 ～ 第3 被災者の健康維持活動 (略)</p> <p>第4 <u>応援要請</u></p> <p><u>防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、府内での対処が困難になった場合は、府は、他府県に応援を要請する。</u></p> <p>第5 動物保護等の実施 (略)</p>	<p>第1節 保健衛生活動</p> <p>府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>第1 防疫活動 ～ 第3 被災者の健康維持活動 (略)</p> <p>第4 保健衛生活動における連携体制</p> <p><u>府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、他府県に応援を要請する。</u> <u>また、他の都道府県が被災した場合、府は、必要に応じ、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。</u> <u>さらに、府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。</u></p> <p>第5 動物保護等の実施 (略)</p>
<p>第2節 廃棄物の処理</p> <p>府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。</p> <p>第1 し尿処理 ～ 第2 ごみ処理 (略)</p> <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p>	<p>第2節 廃棄物の処理</p> <p>府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。</p> <p>第1 し尿処理 ～ 第2 ごみ処理 (略)</p> <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p>ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び事業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p>(追記)</p> <p>エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>2 府 (略)</p>	<p>イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p>ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び事業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p><u>エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</u></p> <p>オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>2 府 (略)</p>
<p>第3節 遺体対策 (略)</p>	<p>第3節 遺体対策 (略)</p>
<p>第4節 社会秩序の維持 (略)</p>	<p>第4節 社会秩序の維持 (略)</p>